

北海道財務局における地域連携の取組について

北海道財務局では、地方創生、地域の活性化や地域の人材育成等のために、
地域の方々と連携し、様々な取組を行っています。

財務省北海道財務局

目次

1. 北海道財務局について

2. 地域との連携に取り組んだ事例のご紹介

- (1) 国有財産の有効活用
- (2) 自治体の財政に関連した取組
- (3) 自然災害への備え
- (4) 教育関係・広報関係
- (5) 金融犯罪被害防止に向けた広報

1. 北海道財務局について

以下の業務を行っています

1 財政

適正かつ効率的な予算執行の確保
災害復旧事業の査定立会
地方公共団体への財政融資資金の貸付
政策金融機関との協働・連携の促進

2 国有財産

国有財産の効率的な使用のための総合調整
地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用
国有財産を通じた災害対応・防災対応

3 金融

地域金融機関等の検査・監督
金融仲介機能の発揮に向けた取組
金融商品取引等の監視

4 経済調査

地域経済情勢等の調査
地域の意見・要望を本省庁に伝達、地域へ情報を提供

5 広報相談

財務省及び金融庁の重要施策等の広報活動
各種団体の会合・学校・研修会等への講師派遣
多重債務者相談

6 経済安全保障

外国投資家による投資等に関する相談対応等
商工会議所等へ対内直接投資審査制度の周知活動
経済制裁の実施状況に係る地域金融機関等の検査

1. 北海道財務局について

北海道財務局は、

- ・ 財務省と金融庁の2つの省庁に関する仕事をしています。
- ・ 道内の主要都市7か所に本局、財務事務所、出張所を配置しています。
- ・ 本局や各所のネットワークを生かして地域と連携し、財務省金融庁とのつなぎ役を担っています。

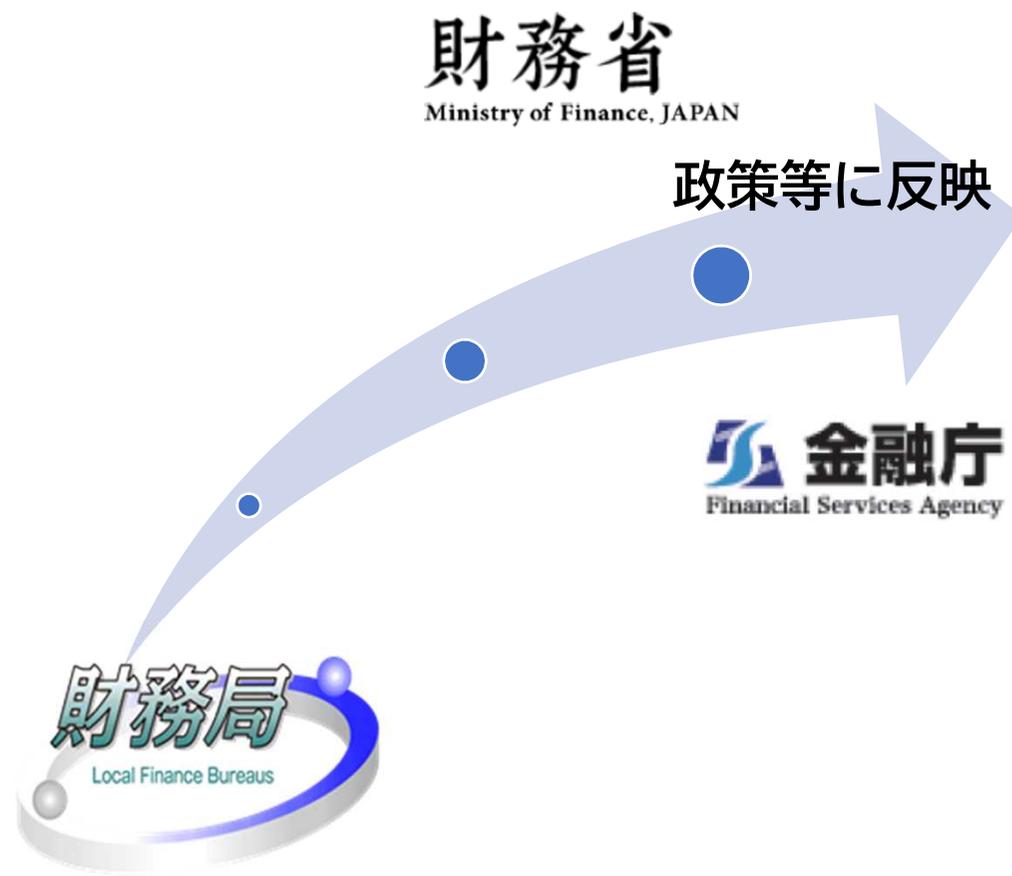
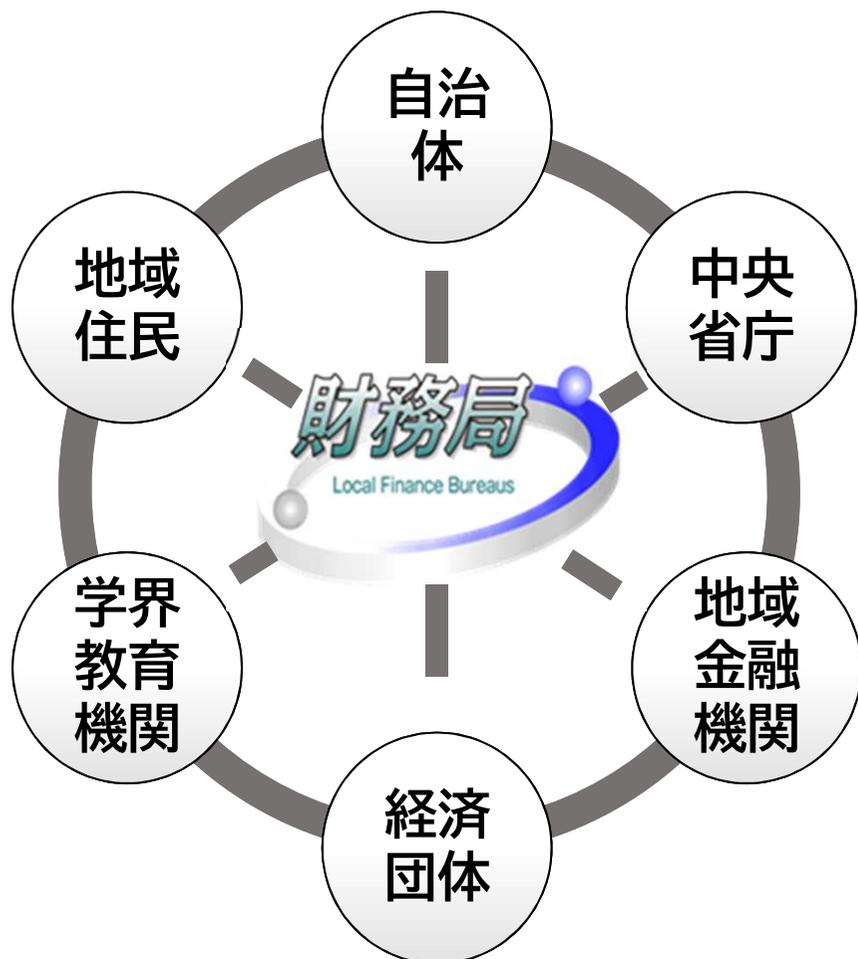


1. 北海道財務局について

地域と連携し、財務省・金融庁とのつなぎ役を担うとは、

【国と地域、地域同士をつなぐ】

【地域の声を本省庁に届ける】



2. 地域との連携に取り組んだ事例のご紹介

(1) 国有財産の有効活用

国有財産を有効活用することで地域のまちづくりに貢献します。

- 未利用国有地や建物を利活用したいとの自治体からの取得要望を受けて、地域における様々な課題解決への支援を行っています。



民間の企画力・知見を活用したまちづくりに貢献した札幌市内の財産(民間へ売却)

※ R6年完成予定

- 各地域にある行政財産についても、自治体と連携して、効率的な再編や最適化を目指しています。



札幌市に自転車等駐車場として一時貸付(活用事例)

- ・ 観光駐車場敷地として売払(小樽市)
⇒ 観光業の発展に寄与。
- ・ 公営住宅敷地として減額売払(長万部町)
⇒ 住環境向上に寄与。

2. 地域との連携に取り組んだ事例のご紹介

(2) 自治体の財政に関連した取組

研修会等を通じて地方財政に係る情報提供をしています。

- 自治体職員や地方議員等に対し、「財務状況把握ヒアリング」の結果を活用した研修会を実施し、意見交換等を通じて、将来の財政運営の参考にさせていただく取組を行っています。



- 財務省で実施している「予算執行調査」について、自治体職員等に対し、情報提供及び意見交換会を実施し、行政コスト効率化のヒントとしてもらう取組を行っています。

- この他、自治体からのニーズを踏まえ、株式会社民間資金等活用事業推進機構(PFI推進機構)と連携し、各種情報提供を行うほか、勉強会やセミナーを開催し、財政課題解決策の検討を支援しています。

2. 地域との連携に取り組んだ事例のご紹介

(3) 自然災害への備え

<発生中～後>

① 自然災害発生時における国有財産の活用

⇒ 災害発生時には、未利用国有財産を応急仮設住宅や仮庁舎等の緊急対応に活用するため無償で提供します。



(左) 消毒槽 (右) 仮設沈殿池

〈写真提供：遠軽町〉

(防災対応への支援)

✓ 大雨による河川増水により、橋げたに敷設された公共下水道管の損壊に備え、下水を河川へ直接放流するための施設を設置する用地として、国有地を無償貸付。

(合同宿舎の津波避難ビル指定)

✓ 右記住宅は、津波発生の際、地域住民の方々の一時避難施設に指定されています。

○ 自治体のニーズを受け、発災前においても、避難場所や廃棄物仮置き場等に活用できる国有地を自治体に提示して、災害対応を支援しています。

苫小牧市	旭町住宅
	矢代町住宅
稚内市	稚内末広住宅
	稚内大黒住宅
留萌市	留萌末広住宅
釧路市	大楽毛西住宅
網走市	網走緑町住宅

2. 地域との連携に取り組んだ事例のご紹介

(3) 自然災害への備え

<発生中～後>

② 災害等に対する「金融上の措置」の要請

⇒ 災害救助法が適用になった場合、金融機関に対し、例えば、通帳がなくても預金の払戻に応じることなどを求める「金融上の措置」の要請を速やかに実施。(日銀と連携)

<発生後すぐ>

③ 協定に基づく被災地への人的支援

⇒ 北海道及び道内の全179市町村との間で「災害時の応援に関する協定」を平成26年3月に締結しています。

⇒ 大規模な災害が発生した場合には、ニーズに応じて自治体へ財務局職員を派遣します。

<協定に基づく支援内容>

- (1) 避難施設運営補助(支援物資運搬、避難施設巡回等)
- (2) 災害ボランティア及び支援物資等の受付事務
- (3) 有価物(現金、保険証、貴金属等の遺失物)の分別等作業
- (4) 被災証明書申請受付及び発行に関する事務
- (5) 被災建物判定にかかる現地調査補助
- (6) その他北海道又は市町村の職員の指示に基づく災害応急対策に関する事務及び作業



派遣先での活動(むかわ町) 7

2. 地域との連携に取り組んだ事例のご紹介

(3) 自然災害への備え

<発生後>

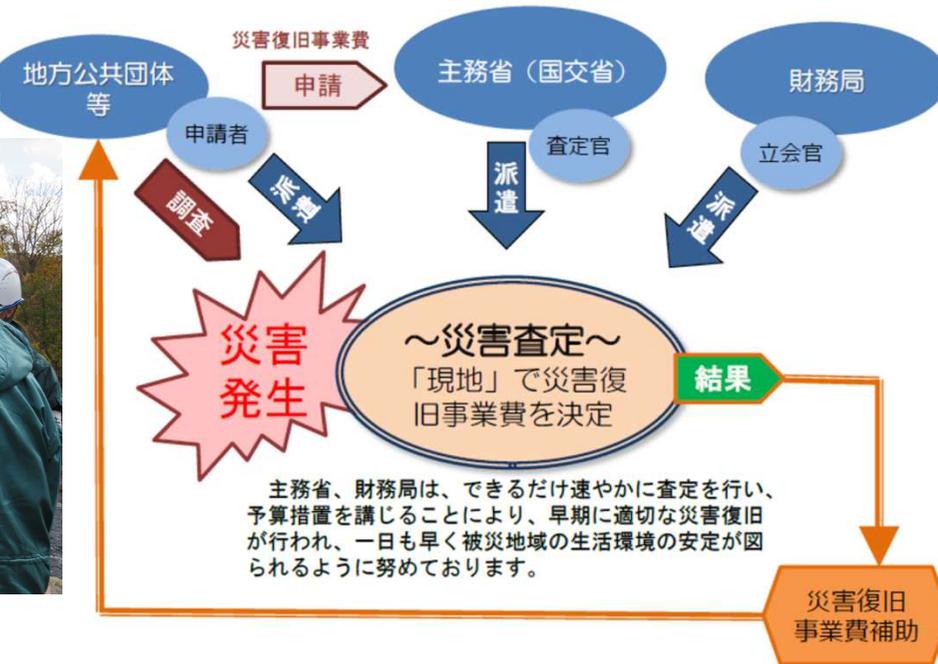
④ 災害復旧事業の査定立会等

- ⇒ 地震や台風などで河川、道路などの公共施設が被害を受けたときは、当局職員が災害現場に出向いて、国が負担する復旧事業費を決定、被災地の早期復旧に努めています。
- ⇒ 単独災害復旧事業においても、起債承認を速やかに行うために、迅速に現地調査を行っています。

災害査定立会の模様(令和4年8月豪雨災害(石狩市))



【赤いビブスが当局職員(立会官)】



- また、災害復旧の流れなど、被災施設の早期復旧等を支援するため、災害復旧業務担当者を対象とした勉強会や説明会を開催しています。

2. 地域との連携に取り組んだ事例のご紹介

(4) 教育関係・広報関係

(全道各地の小中高校、大学専修学校等向け)

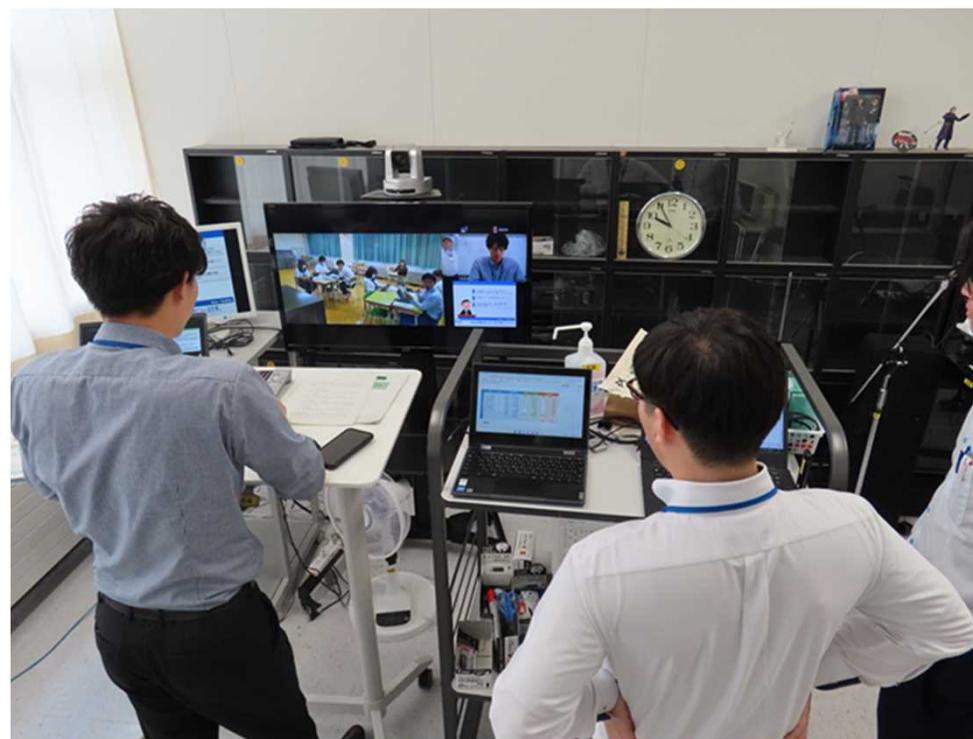
① 財政教育プログラム

⇒ 予算編成シミュレーションを中心としたアクティブラーニング授業



② 北海道高等学校遠隔授業配信センターと連携した授業

⇒ 遠隔地にいる学生を対象としたオンライン授業



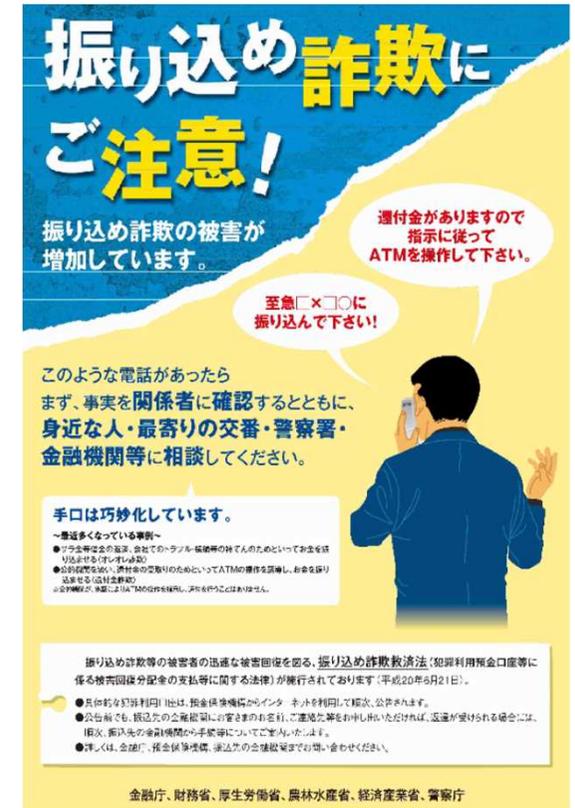
2. 地域との連携に取り組んだ事例のご紹介

(5) 金融犯罪被害防止に向けた広報

- 役場や公民館等において、主に高齢者を対象とした金融犯罪被害防止のためのわかりやすい啓発講座を開催しています。
- 金融犯罪被害防止に向け、悪質な勧誘等に関する注意喚起や、金融犯罪手口・被害状況に係る情報などをお伝えしています。
- 地域社会を支える民生委員の方などに向けた講義なども実施しています。

(その他) 講師派遣、イベント開催等

- 財政・金融・経済・国有財産の現状等について、最新の情報を交えた講演を実施
- 暮らしに役立つ情報として家計管理や多重債務防止などの取組を関係機関と連携して実施



👉 各種講演活動は全て無料
👉 時間や要望に合わせて
内容アレンジ可能

お問い合わせ先

本資料に関すること

北海道財務局総務部総務課企画係

011-709-2311(内線 4275、4243)

函館財務事務所総務課 0138-47-8445

旭川財務事務所総務課 0166-31-4151

釧路財務事務所総務課 0154-32-0701

帯広財務事務所総務課 0155-25-6381

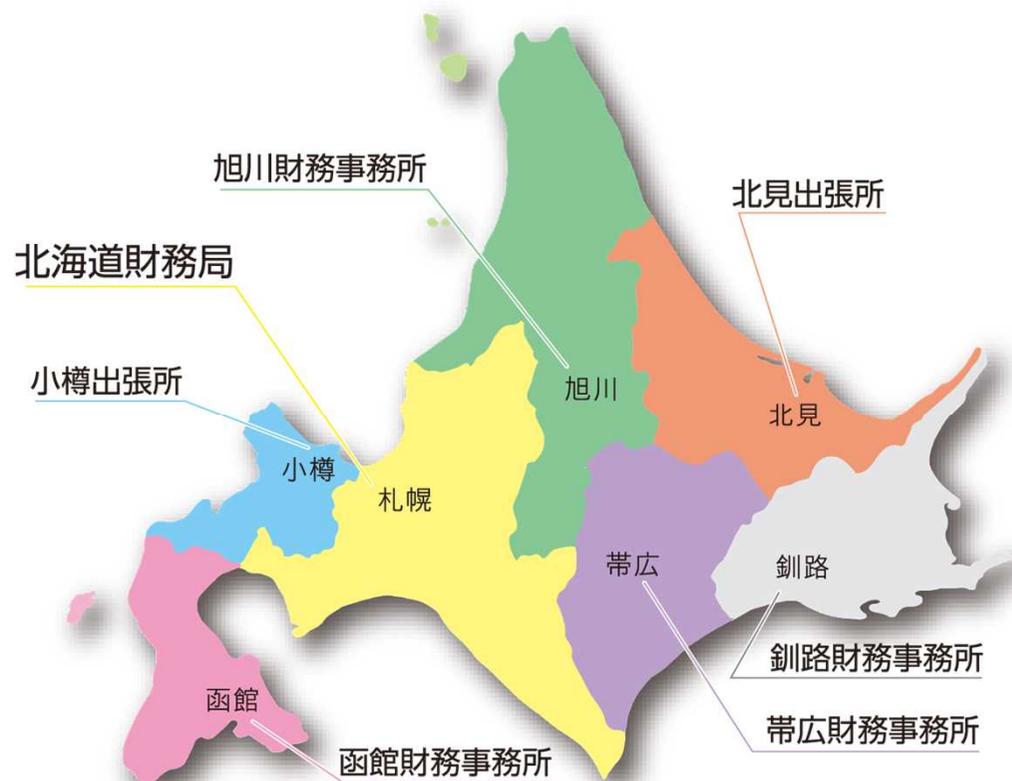
小樽出張所総務課 0134-23-4103

北見出張所総務課 0157-24-4167

講師派遣に関すること

北海道財務局総務部財務広報相談室

011-709-2311(内線 4270、4247)



北海道財務局ホームページ:

<https://lfb.mof.go.jp/hokkaido/>

